福岡縣に於ける昭和十三年上半期勞働爭議概要

銃後體制の進展に伴ふ產業協力精神の强化は必然的に勞働爭議の減殺を齎したのであるが一方物價騰貴は平和的產業交通其の他の從業員の生活に少なからざる影響を與へたのである。この物價騰貴を主因として發生したる賃金値上要求は本年二月頃より漸次增加を示し一時成行を注目せられたのであるが四月を最高として再び減少し六月中には一件の發生も見なかつたのである。

本期に於ける發生爭議件數は十九件に達したるも大半は紛議の程度に止まり二三罷業手段に出でたるものありたるが、半日乃至一日にて常態に復し尚組合干與の爭議に於ても全く消極的にして見る可きものはなかつた。

而して全般的に爭議期間の長かつた理由の主なる點は勞資双方共自[illegible]し得る合理的な解決を計る可く愼重な態度を取りたる結果にし

て從來の如き尖銳的な爭議は全く潛弱せり。

概要述は左の通り

一、發生總件數　一九件

紛議　一六件　罷業　三件

二、月別發生

一月	二件	二月	五件	三月	三件
四月	六件	五月	三件	六月	ナシ

三、業態別

交通運輸	四件
造船大工	三件
化學工業	二件
機械器具	二件
市役所（人夫）	二件